

大阪家裁総第 364 号

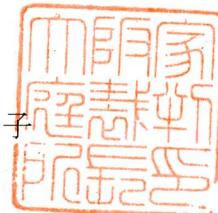
令和 4 年 5 月 27 日

山 中 理 司 様

大阪家庭裁判所長 森

純

子



司法行政文書開示通知書

4 月 28 日付け（5 月 2 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

後見センターだより（第 30 回）（片面で 8 枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 総務課 電話 06（6943）5432

後見センターだより（第30回）

1 はじめに

今回のテーマは、前回（本連載第29回）に引き続き、総合支援型後見監督人の運用の在り方等についてです。今回は、総合支援型後見監督人による「到達点」¹を意識した監督事務の在り方について、従前の成年後見監督人の事務との相違点を中心に、後見開始の審判確定後から総合支援型後見監督人としての監督事務が終了するまでの標準的な事務の内容をご紹介いたします²。

10 2 就任直後から初回報告³までの指導・監督事務

（1）選任直後に行うべき指導・監督事務

総合支援型後見監督人は、後見人⁴に最低限の注意事項⁵を連絡した後、記録を検討するとともに後見人や本人⁶との面談、支援者・関係者⁷との連携を行い、本人の心身や生活の状況と後見事務遂行上の課題を把握して後見人と認識の共通化を図ります。その上で、後見人の特性に応じた指導・監督の方針を策定し、後見人の理解が不十分な事項について積極的、能動的に助言し、指導を加えていくことになります。

これらの事務は、積極的、能動的な助言・指導を加えるという点を除けば、

1 「意思決定支援」、「財産管理事務」、「身上保護事務」、「報告事務」、「地域における相談窓口理解」の五つの観点からなる。具体的な内容については、本連載第29回を参照されたい。

2 繰り返しになるが、飽くまで現時点における検討の到達点であり、今後さらに変容する可能性がある。

3 総合支援型後見監督人による後見等事務報告書（初回）及び監督事務報告書（初回）の提出を併せて「初回報告」という。

4 成年後見人（本稿ではとりわけ親族を想定している。）を「後見人」という。

5 財産目録作成前に預金を引き出さないようにすることなど。

6 成年被後見人を「本人」という。

7 例えれば、在宅事案であればケアマネージャーや相談支援事業者等が、施設入所中・入院中の事案であれば施設職員や病院関係者等が考えられる。

5

10

これまで成年後見監督人が行っていた事務と大きく変わって見えるものではありません。しかしながら、総合支援型後見監督人の制度における成年後見監督人の役割（少なくともその重要部分）が、不適切な事務や不正を防止するために後見人を「見張る人」から、後見人の自立のために「支援する人」へと移行したことに伴い、後見人の育成支援を見据えて監督事務を行う必要がでてきたことには留意が必要です。後見人との面談の際には、後見事務や総合支援型後見監督人の制度に関する理解の程度を確認しながら到達点を意識した説明を行う必要がありますし⁸、後見人と総合支援型後見監督人との間で、後見事務上の課題⁹だけではなく、監督事務上の課題¹⁰、総合支援型後見監督人の後見人に対する指導監督の具体的な方法等についても共通認識を形成し、後見人における課題解決の方針を確認する¹¹ことが不可欠です。

(2) 裁判所に対する後見事務報告（初回）に関する指導・監督事務

15

総合支援型後見監督人は、審判確定日から1か月と2週間以内（目安）に親族後見人から後見等事務報告書（初回）を受領し、2か月と1週間以内に初回報告をします。総合支援型後見監督人としては、後見人に対し、報告の期限や作成方法、記載すべき事項等を説明し、作成に向けた助言や指導を行い、後見人から相談があったときはこれに対応し、更に後見人から提出された後見等事

⁸ 後見人の職務と責任、総合支援型後見監督人の制度の内容等については、裁判所においても手続案内や受理面接、調査官調査の場面で説明ないし資料の交付等を行うが、初めて選任される親族の後見人は、自らが選任されてようやく自覚することも多いと考えられるため、改めて説明や理解の確認をする必要がある。

⁹ 例えば、財産関係が複雑な場合の整理検討、財産多額の場合における支援商品の利用検討、本人に関する行政支援制度利用の検討、介護・福祉サービス利用の検討が考えられる。

¹⁰ 例えば、後見人の事務処理能力や後見事務についての理解が不十分であること、後見人の財産と本人財産が峻別されていないことが考えられる。

¹¹ 当然のことながら、後見事務として一般的に問題があるか否かという観点だけではなく、本人との面談や支援者・関係者との連携の機会を活かしつつ、後見人が策定する方針が本人の意向、希望を尊重したものであるか否かという観点からの検討も必要である。

務報告書の内容を精査して、不備や問題があれば補正の指示、指導等をすることになります。

ここで、総合支援型後見監督人の制度における積極的、能動的な助言・指導の対象となる後見事務には、財産管理事務や身上保護事務のほか裁判所への報告事務も含まれます。そのため、総合支援型後見監督人は、後見等事務報告書やその添付資料に不備等がある場合には、財産管理事務や身上保護事務について何ら問題がないときであっても、後見人に対し、当該不備等を指摘して、補正指示と再発防止に向けた指導等を行うことが必要です。⁵

3 初回報告から2回目報告¹²までの指導・監督事務

(1) 後見人に対する監督、助言・指導

ア 課題とその解決状況の確認

総合支援型後見監督人は、初回報告後も引き続き、後見人と定期的に面談するとともに、適宜、本人との面談や支援者・関係者との連携を行い、後見人の後見事務の遂行状況を監督し¹³、後見人との間で確認した後見事務上の課題や、総合支援型後見監督人が認識している監督事務上の課題について解決が図られているか、新たな後見事務上の課題が生じていないかといった観点から検討を行います。¹⁵

ここでは、後見人との間で確認した各課題の達成状況を確認し、後見人の理解や課題解決の方針、課題の達成度において不十分な点が認められれば適宜の助言・指導を行うことが必要になりますし、新たな課題が判明した場合

¹² 総合支援型後見監督人による後見等事務報告書（2回目）及び監督事務報告書（2回目）の提出を併せて「2回目報告」という。

¹³ 総合支援型後見監督人は、後見人に不十分な点がある場合は隨時助言・指導を行う必要があることに留意されたい。特に意思決定支援については、後見人においてその内容や重要性を十分に認識できていない場合や、実践できていない場合が見受けられるため、後見人の理解度を十分に確認し、適切な方法で支援が実現されるよう努めることが肝要である。

には改めて後見人との間で認識の共通化を図り、後見人の解決方針を確認し、総合支援型後見監督人としての監督方針を策定して適宜の助言・指導や相談対応を行うことが求められます。

イ 地域における相談窓口の教示・理解¹⁴

総合支援型後見監督人は、後見人が到達点に達しているか否かを判断するため、後見人が地域における福祉・行政の相談窓口の存在、役割等を正しく認識しているか確認することになります。

ここでの主眼は、後見人に、どこに働きかけければ必要な支援を得ることができるかを理解してもらい、今後適切に相談等をするための素地を築くことがありますから、後見事務の遂行にあたり、総合支援型後見監督人の監督のもとで実際に行政や相談支援機関等の適切な相手方に相談等をしてもらうことも有用です¹⁵。

(2) 裁判所に対する後見事務報告（2回目）に関する指導・監督事務

総合支援型後見監督人は、審判確定日から8か月後（目安）に親族後見人から後見等事務報告書（2回目）を受領し、9か月後に2回目報告をします。この際、総合支援型後見監督人は、一般的な監督報告をするのみならず、後見人が到達点に達しているかどうかを見極め、どのような後見体制がふさわしいかという意見を述べることになります。

上記の見極め及び後見体制に関する意見としては、大まかに、①到達点に達しており総合支援型後見監督人の辞任が相当（支援商品利用後に辞任相当の場

¹⁴ 総合支援型後見監督人の制度において、地域における相談窓口理解は、後見人が身に付けるべき知識・経験（到達点）の一つに位置付けられている（本連載第29回）。そのため、総合支援型後見監督人は、初回報告までの指導・監督事務（前記2）においても、後見人に対し、必要に応じて本項記載の指導等を行うことが想定される。

¹⁵ 自治体や相談機関の中には、総合支援型後見監督人の在職中に親族後見人や本人と接触する機会を設け、必要な情報の把握、共有を行っておきたいという声も少なくない。

合を含む。)、②到達点に達しているが後見事務上の課題（又は後見人の意向）があるため、総合支援型後見監督人の役割を終了し、従来型の監督事務を行うのが相当、③到達点に達しているかどうかの見極め又は到達点に達するための支援継続のために総合支援型後見監督人による支援期間の延長が相当、④到達点に不到達（到達の見込みなし）のため他の後見人の選任が相当といったものに分かれると思われます。

意見を述べるに当たっては、前記(1)で確認した後見事務における課題の達成状況、後見人及び本人の意向、後見人の作成した報告書の内容等を踏まえ、後見人が到達点に達しているか否か、到達点に達している場合にはなお支援・監督が必要な事情があるか、到達点に達していない場合又はいまだ見極めが困難な場合には総合支援型後見監督人による支援期間の延長の要否等を敷衍して述べることが必要です。

なお、支援商品の利用以外の課題が解決されている場合（上記①において支援商品利用が必要な場合）には、後見人に支援商品の利用についてその内容等を説明し、報告書兼指示書の作成指示等を行うこととなります。この場合、報告書兼指示書は、早ければ2回目報告と併せて裁判所に提出することになります。2回目報告の際に提出することができない場合¹⁶であっても、到達点に達したと判断されてから3か月以内には提出してください。

4 当初の9か月間の支援期間終了後の事務

総合支援型後見監督人による支援期間が延長された場合は、後見人に対する支援・監督を継続しつつ、後見人から提出された後見等事務報告書を精査し、裁判所に監督事務報告書を提出することになります。行うべき監督事務の内容は、2回目報告までと同様ですが、総合支援型後見監督人による支援期間は最大で開始

¹⁶ 支援商品の利用に関する支援が更に必要である場合などが考えられる。

から2年までとなっておりますので、当該期間内に総合支援型後見監督人としての役割が終了できるよう監督事務及び監督報告等を行う必要があります。

5 おわりに

これまで3回にわたり、総合支援型後見監督人の運用の在り方等について紹介してきました。総合支援型後見監督人は、今年2月からその運用を開始したところであり、今後の運用実績の蓄積を踏まえて、更に必要な制度・運用の見直しを行うことも想定しており、検討を進める中で必要な情報や得られた知見については、本連載等を通じて随時提供していきたいと考えております。総合支援型後見監督人の制度による後見人支援の活性化とその改善に向けて、ご理解とご協力をいただきますようお願いします。

以上

後見センターだより第30回（小窓）

今回は、ハンドブックの改訂についてのお知らせです。

令和4年2月の総合支援型後見監督人選任の運用の開始に合わせ、大阪家庭裁判所（支部を含む。）では、「成年後見人・保佐人・補助人ハンドブック」を改訂しました（以下、成年後見人、保佐人及び補助人を総称して「後見人等」といいます。）。

ハンドブックは、総合支援型後見監督人を選任する事案だけではなく、親族後見人等や市民後見人に基本的な後見事務を説明するために配布します。今後、監督人として活動されるに当たっては、親族後見人等がこのハンドブックを受け取っていることを前提に監督業務を行ってください。

ハンドブックの改訂に関し、特にお知らせしたいポイントは二つです。

1 連絡票の書式改訂

後見人等から裁判所への連絡に用いる「連絡票」の書式を以下のとおり改訂しましたので、今後は新書式の連絡票を御利用ください。

○ 主な改訂点

- ・ 「報告」、「相談」のチェックボックスを廃止し、裁判所からの回答を求める場合には、「□要回答」にチェックする方式としました（書式中央部）。
- ・ 裁判所からの早急な回答が必要な場合のために、「□要急」のチェックボックスを設けました（書式左上部）。

○ 留意事項

- ・ 「□要回答」にチェックされた場合は、連絡票の送付を受けてから2週間を目途に、裁判所から電話連絡します。後見人等にお尋ね

したい事項等がある場合も、同様に、裁判所から連絡します。

- ・ 上記期間を待つことができない急ぎの事情がある場合にのみ、「□要急」にチェックを入れ、急ぎの事情を連絡票に具体的に記載してください。
- ・ その他の連絡票に関する留意点は、本連載第20回を御参照ください。

2 市町村相談窓口一覧の新設

新たに「成年後見制度についての市町村相談窓口一覧」を掲載しました。この一覧は大阪府の取りまとめによるもので、親族後見人等に福祉・行政の窓口を周知するとともに、後見制度の利用を検討している方に市町村の相談窓口に問い合わせていただき、本人にとって最も適切な権利擁護支援に繋げることを目的に整理されたものです。

この一覧は、ハンドブック及び大阪府のホームページ（<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/kouken/sodan-madoguchi.html>）に掲載されておりますので、御参照ください。

以上